

議案第36号

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の制定について

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月29日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、任期付町費負担教員の任用等に関し必要な事項を定める必要があるからである。

東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、東郷町立の小学校において少人数学級編制（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第2項の規定に基づき、愛知県教育委員会が定めた1学級の児童の数の基準を下回る数で学級を編制することをいう。）を実施するために、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員（以下「町費負担教員」という。）の任用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 町費負担教員の任命権は、東郷町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に属する。

2 町費負担教員の採用は、選考によるものとし、その選考は、教育長が行う。

(任期)

第3条 町費負担教員の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1年以内とする。

2 任命権者は、採用した日から5年を超えない範囲において、前項の任期を更新することができる。

(給与の種類)

第4条 町費負担教員に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

(給料)

第5条 町費負担教員に、東郷町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年東郷町条例第1号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務の報酬として、別表の給料表により給料を支給する。

2 町費負担教員の職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、1級にあっては講師の職、2級にあっては教諭の職とする。

3 新たに町費負担教員となった者の給料表に定める号給は、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

4 町費負担教員の昇格及び昇給については、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

5 給料の支給日その他給料の支給については、東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号。以下「給与条例」という。）第9条の規定によるものとする。

(扶養手当)

第6条 扶養手当は、給与条例第12条及び第13条の規定により支給する。

(地域手当)

第7条 地域手当は、給与条例第13条の2の規定により支給する。

(住居手当)

第8条 住居手当は、給与条例第14条の規定により支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、給与条例第15条の規定により支給する。

(期末手当)

第10条 期末手当は、給与条例第20条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定により支給する。

(勤勉手当)

第11条 勤勉手当は、給与条例第21条の規定により支給する。

(期末手当等の支給制限等)

第12条 期末手当及び勤勉手当の支給の制限及び一時差止処分については、給与条例第20条の2及び第20条の3の規定によるものとする。

(教員特殊業務手当)

第13条 町費負担教員が、心身に著しい負担を与える業務として教育委員会規則で定める業務に従事した場合は、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

2 教員特殊業務手当の額は、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条の規定の適用を受ける東郷町立の小学校の教諭及び講師（以下「県費負担教員」という。）の例により、教育委員会規則で定める。

3 教員特殊業務手当の支給方法は、東郷町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和50年条例第9号）の適用を受ける一般職の職員の例による。

（義務教育等教員特別手当）

第14条 町費負担教員に、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の額は、県費負担教員の例により職務の級及び号給の別に応じて、教育委員会規則で定める。

3 義務教育等教員特別手当は、第6条から第9条までに規定する手当の支給方法に準じて支給する。

（退職手当）

第15条 町費負担教員に、愛知県市町村職員退職手当組合退職手当条例（昭和40年愛知県市町村職員退職手当組合条例第1号）の規定により退職手当を支給する。

（教職調整額）

第16条 町費負担教員に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条の規定により、教職調整額を支給する。

2 教職調整額は、県費負担教員の例により教育委員会規則で定める。

3 第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る給与条例第13条の2、第20条第4項、第21条第3項、次条の規定による給与条例第24条及び第18条の規定による給与条例第26条の規定の適用については、第1項の教職調整額は給料とみなす。

（給与の減額）

第17条 町費負担教員が勤務しない場合の給与の減額については、給与条例第24条の規定によるものとする。

（休職者の給与）

第18条 休職者の給与の支給については、給与条例第26条の規定によるものと

する。

(勤務時間、休日及び休暇)

第19条 町費負担教員の勤務時間、休日及び休暇については、勤務時間条例の定めるところによる。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第20条 町費負担教員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務は命じないものとする。

2 町費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他児童の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

(旅費)

第21条 町費負担教員が公務のために旅行した場合の旅費の支給については、東郷町職員の旅費に関する条例(昭和45年東郷町条例第20号)の適用を受ける一般職の職員の例による。

(分限)

第22条 町費負担教員の分限については、東郷町職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和42年東郷町条例19号)の定めるところによる。

(懲戒)

第23条 町費負担教員の懲戒については、東郷町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和43年東郷町条例第4号)の定めるところによる。

(公務災害補償)

第24条 町費負担教員の公務上の災害又は通勤による災害(負傷、疾病、傷害又は死亡をいう。)に対する補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、給与の支給その他この条例の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(東郷町職員定数条例の一部改正)

2 東郷町職員定数条例（昭和42年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育委員会の所管に属する学校の職員 10人

別表（第5条関係）

号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額
1		163,800	180,000
2		165,400	182,200
3		166,900	184,300
4		168,400	186,600
5		170,100	188,600
6		172,000	190,900
7		173,900	193,100
8		175,700	195,400
9		177,500	197,600
10		179,600	200,500
11		181,700	203,300
12		183,700	206,000
13		185,700	208,900
14		187,900	210,600

15	190,200	212,300
16	192,400	214,000
17	194,700	215,900
18	197,300	217,500
19	199,900	219,200
20	202,400	220,900
21	205,000	222,700
22	206,700	224,700
23	208,500	226,600
24	210,200	228,600
25	211,800	230,100
26	213,200	232,100
27	214,800	234,200
28	216,400	236,200
29	218,100	238,100
30	219,900	240,800
31	221,600	243,600
32	223,300	246,400
33	224,700	249,000
34	226,400	251,900
35	228,100	254,600
36	229,900	257,300
37	231,300	259,900
38	233,100	262,300
39	234,800	264,900
40	236,500	267,300
41	238,200	269,900
42	239,900	272,400

43	000	241,600	274,600
44	001	243,200	276,900
45	002	244,900	279,000
46	003	246,500	281,300
47	004	247,800	283,500
48	005	249,200	285,500
49	006	250,500	287,800
50	007	251,900	289,800
51	008	253,300	291,700
52	009	254,600	293,800
53	010	255,700	295,500
54	011	257,100	297,900
55	012	258,400	300,200
56	013	259,400	302,800
57	014	260,600	304,800
58	015	261,800	307,300
59	016	263,000	309,600
60	017	264,200	312,200
61	018	265,600	314,600
62	019	266,400	317,000
63	020	267,700	319,400
64	021	268,600	321,600
65	022	269,600	323,900
66	023	271,100	325,900
67	024	272,200	328,000
68	025	273,500	330,000
69	026	275,100	332,000
70	027	276,700	334,100

710	175	000	278,000	336,300
720	275	000	279,400	338,300
730	375	000	280,500	340,500
740	475	000	281,500	
750	575	000	282,700	
760	675	000	283,800	
770	775	000	285,000	
780	875	000	286,100	
790	975	000	287,300	
800	1075	000	288,600	
810	1175	000	289,800	
820	1275	000	290,700	
830	1375	000	291,900	
840	1475	000	293,200	
850	1575	000	294,100	
860	1675	000	295,000	
870	1775	000	295,700	
880	1875	000	296,800	
890	1975	000	297,800	
900	2075	000	298,700	
910	2175	000	299,600	
920	2275	000	300,400	
930	2375	000	300,700	
940	2475	000	301,500	
950	2575	000	302,200	
960	2675	000	303,000	
970	2775	000	303,800	
980	2875	000	304,600	

99	305,500
100	306,200
101	307,100
102	307,600
103	308,100
104	308,600
105	308,800
106	309,200
107	309,600
108	309,800
109	310,000
110	310,200
111	310,500
112	310,800
113	311,000
114	311,200
115	311,400
116	311,700
117	312,000
118	312,300
119	312,600
120	312,900
121	313,100
122	313,300
123	313,500
124	313,900
125	314,200

議案の概要

1 制定理由

東郷町立の小学校において少人数学級編制を実施するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項第1号及び第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、任期を定めて採用する教員の任用等に関し必要な事項を定める必要があるからである。

2 主な制定内容

- (1) 町費負担教員の任命権を定めること。（第2条関係）
- (2) 町費負担教員の任期を定めること。（第3条関係）
- (3) 町費負担教員に支給する給与の種類を定めること。（第4条関係）
- (4) 町費負担教員の勤務時間、休日及び休暇を定めること。（第19条関係）
- (5) 町費負担教員に対する時間外勤務命令の条件を定めること。（第20条第2項関係）
- (6) 町費負担教員の旅費を定めること。（第21条関係）

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 東郷町職員定数条例について、所要の規定を整備すること。